



第 2 9 9 - 2 0 号
令和 4 年 1 月 2 5 日

高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 中島 輝男 様

高崎市長 富 岡 賢 治

高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の規定による
諮問について

高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第 2 条の規定に基づき、
下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

高崎市国民健康保険税の税率改定について

2 諮問事項の具体的な内容

(1) 均等割、平等割の引き下げ（医療給付費分）

医療給付費分について、均等割額を 2 4, 2 0 0 円とし、平等割額を
2 1, 4 0 0 円とする。

(2) 資産割の廃止（医療給付費分）

医療給付費分について、資産割を廃止する。

(3) 医療給付費分と後期高齢者支援金分の所得割の配分を見直し

医療給付費分について、所得割の税率を 1 0 0 分の 6. 4 とし、後期
高齢者支援金分について、所得割の税率を 1 0 0 分の 2. 2 とする。

(4) 改定時期は、令和 4 年 4 月 1 日とし、令和 4 年度国民健康保険税から 適用する。

3 国民健康保険税率の改定案

区 分		現 行	改定案	増減
医療給付費分	所得割	6. 8%	6. 4%	▲0. 4%
	資産割	10. 0%	廃止	▲10%
	均等割	25, 000	24, 200	▲800
	平等割	23, 500	21, 400	▲2, 100
後期高齢者支援金分	所得割	1. 8%	2. 2%	+0. 4%
	均等割	7, 400	7, 400	-
	平等割	5, 800	5, 800	-

4 改定理由

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染が確認されて2年が経過したが、依然として収束の兆しが見えず、長期にわたる経済活動の停滞は、今後も雇用・就業に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。

国民健康保険の被保険者は、制度上に高齢者、低所得者の構成比率が高く、またコロナ禍の影響を直に受けている自営業者や小規模事業者等が多く加入していることもあり、被保険者の家計に占める保険税の負担感は重くなっている。

(2) 高崎市国民健康保険事業においては、これまで国保改革により被保険者の保険税が増加することがないように税率を維持し、不足する分については、国民健康保険基金から繰り入れることで対応してきたが、コロナ禍での受診控えにより医療給付費の伸びが鈍化したことなどにより、基金の取り崩し額が減少している。

本市の基金は、一定程度の額を確保することができており、基金を積極的に活用することでコロナ禍における被保険者の保険税負担の軽減を図ることが必要である。

(3) 資産割は、所得を生じない土地や家屋にも賦課するため、低所得者に大きな負担となっている。また、群馬県国民健康保険広域化等支援方針において、標準的な保険税算定方式として3方式への移行を目指す方向性が示されている。

(4) 医療給付費分については、基金の繰り入れがない一方、後期高齢者支援金分については、現在、基金からの繰り入れ等で賄っており、団塊の世代が後期高齢者となる中、後期高齢者支援金分に係る負担は、今後も一層増加するものと推計される。

それぞれの負担に見合った課税にできる限り近づける必要があるが、被保険者の保険税負担を増やさないためには、医療給付費分から後期高齢者支援金分へ所得割の税率の一部を移行することで、賦課区分ごとのバランスを整えていく必要がある。

以上のことから、高崎市国民健康保険事業の安定運営を図りつつ、基金を積極的に活用し、コロナ禍で厳しい状況が懸念される被保険者の負担軽減を図るため税率の改定を行う。